

東浦町公告

次の送達すべき書類は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、東浦町総務部税務課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 13 日

東浦町長 日 高 輝



1 送達すべき書類

令和 7 年度 国民健康保険税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名、通知書番号及び従来 of 住所等
別紙のとおり

国民健康保険税公示送達者

番号	氏名	通知書番号	従来の住所等
1	福田 茉依	52426	東浦町大字石浜字三本松 1 番地の 1 県営東浦住宅15棟 906号